

令和4年4月1日

◆社会福祉法人富士会 行動計画◆

社会福祉法人富士会は平成17年の「次世代育成支援対策推進法」施行以来、子育てをしながら働きやすい職場作りに取り組んでいます。

職員が仕事と子育てを両立させ、職場においてその能力を十分に発揮できる環境創りと、全職場を挙げてこれを支援することを目的とし、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 行動計画の目標と対策

(1) 仕事と子育てを両立させる取り組み

目標：職員の子育てを支援する諸制度の周知

対策：毎年6月職員会議 ・ 出産、育児に関する制度を書面にて配布
・ 産前産後休業および育児休業給付などの制度を周知

(2) 仕事と暮らしのバランスをとる取り組み

目標：労働環境の調査および改善

対策：毎年2月 ・ 労働環境についての満足度調査の実施
毎年3月職員会議 ・ 改善予定状況等の公開

社会福祉法人富士会は「女性活躍推進法」に基づき女性の個性と能力が十分に発揮できる職場作りに取り組んでいます。

働きたい女性が個性と能力を十分に発揮できる環境創りを目的とし、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2. 行動計画の目標と対策

目標：従業員全体の離職率を1.7%以上下げる

(厚生労働省調べ介護職離職率の平均を下回る)

対策：毎年2月 ・ 継続就業についての満足度調査の実施
毎年3月職員会議 ・ 改善予定状況等の公開

令和2年4月1日

社会福祉法人富士会は平成17年の「次世代育成支援対策推進法」施行以来、子育てをしながら働きやすい職場作りに取り組んでいます。

◆社会福祉法人富士会 行動計画◆

当法人では、職員が仕事と子育てを両立させ、職場においてその能力を十分に発揮できる環境創りと、全職場を挙げてこれを支援することを目的とし、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 行動計画の目標と対策

(1) 仕事と子育てを両立させる取り組み

目標1：職員の子育てを支援する諸制度の周知

〔対策〕

毎年6月職員会議 ・ 出産、育児に関する制度を書面にて配布
・ 産前産後休業および育児休業給付などの制度を周知

(2) 仕事と暮らしのバランスをとる取り組み

目標2：労働環境の調査および改善

〔対策〕

毎年2月 ・ 労働環境についての満足度調査の実施
毎年3月職員会議 ・ 改善予定状況等の公開